

70歳以上のかたの医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

	自己負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた 1	2割	40,200円	72,300円 + (医療費が月に361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%)
一般	1割	12,000円	40,200円
市民税非課税世帯のかた 2		8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた 3		15,000円	

- 1...70歳以上で市民税の課税標準額が124万円以上のかたが1人でもいる世帯のかた。ただし、70歳以上のかたが2人以上の世帯で年収637万円未満、単独世帯で年収450万円未満の場合は1割負担。
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯
例(年金収入のみの場合)
単独世帯で年収約65万円以下
夫婦2人世帯では年収約130万円以下

1か月の限度額は上表のように変わります。医療機関の外来では、月額の上限を超えていても、いったん自己負担分を払うこととなります。限度額を超えた金額は、後日高額医療費として支給されます。病院・診療所・歯科の区別はなく、調剤薬局での自己負担も含まれます。ただし、入院時の食事代や保険の適用とならない差額ベッド代などは含めません。

70歳以上 自己負担の限度額が変わります

70歳以上のかたの入院時の食事代

一定以上の所得のあるかた	1日	780円
一般	1日	650円
市民税非課税世帯のかた	90日までの入院	1日 650円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1日 500円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた	1日	300円

に該当するかたは「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です

これまで定額制の診療所では1日850円、それ以外の病院ではかかった医療費の1割が自己負担でしたが、10月からは、すべての医療機関で1割の負担となります。また、一定以上の所得のあるかた(上記 1参照は、2割負担となります。入院時の食事代は今までどおり医療費とは別に負担します。

70歳以上 自己負担割合が所得に応じて1割か2割に

10月1日以降に70歳になるかたは74歳まで国民健康保険が継続します

70歳になる月に国保の「高齢受給者証」をお送りします

10月から老人保健制度の対象者が75歳以上に変わることに伴い、今年(昭和7年)10月1日以降に70歳になるかた(昭和7年10月1日以降に生まれたかた)は、74歳まで、国保の「前期高齢者」として医療を受けることになります。

69歳までの一般のかたは医療費の3割が自己負担ですが、「前期高齢者」は老人保健制度と同様に1割の自己負担です。ただし、一定以上の所得があるかた(右上 1参照)は2割の自己負担となります。

自己負担限度額、入院時食事代についても、老人保健制度と同様です。上記の表をご覧ください。1か月の自己負担が限度額を超えた場合は、領収書などを添えて申請すると超え

た分が支給されます。

「前期高齢者」に該当するかたには、70歳になる月に「高齢受給者証」をお送りします。医療機関を受診する際には、国保の保険証と一緒にその「高齢受給者証」を窓口へ提出してください。

ここに、自己負担の割合(1割または2割)が記載されています

69歳以下のかたの自己負担額の改正については、次号でお知らせします。

国保の高齢受給者証

問い合わせ 国保年金課賦課担当 ☎(866)2099
給付担当 ☎(866)2098